

平成21年2月20日

お客様各位

岡地株式会社
代表取締役社長 岡地 和道

弊社に対する行政処分についてのお詫びとお知らせ

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、弊社は平成20年7月16日から実施されました農林水産省及び経済産業省による立入検査の結果、商品取引所法第232条第1項及び第236条第1項5号の規定に該当する事実が認められたため、法第232条第1項に基づく業務改善命令及び法第236条第1項の規定に基づく商品取引受託業務の停止処分を受けることとなりました。

このような事態を招きましたことを深く反省し、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑やご心配をお掛けしますことを、衷心よりお詫び申し上げます。

弊社全役職員は、今般の処分を厳粛かつ真摯に受け止め、今後このような事態を招くことがないように、更なる法令順守の徹底や内部管理体制の強化に取り組み、全社あげて信頼の回復に取り組んで参る所存でございます。

お客様にご迷惑をおかけしますことを重ねて深くお詫び申し上げますと共に、今後とも引き続き変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

謹白

【受託業務停止に係わる内容】

平成21年3月2日から平成21年3月17日までの間、商品取引受託業務を停止すること。ただし、次に掲げる場合を除く。

1. 取引の決済を結了させる場合。
2. 商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務を営むことについて当該外国において法第190条第1項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者から自己の名をもってその顧客（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号の非居住者に限る。）のためになす新規の取引の委託を受ける場合。

以上